

## ネーミングライツパートナー（提案型）募集要項

### 1 募集目的

鹿児島県では、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を以下のとおり募集します。

### 2 募集の内容

- (1) 命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の対象施設  
別紙の「対象施設」欄に記載された施設とする。  
（インフラ施設は、欄外注記も参照。）
- (2) 命名条件  
ア 県民が親しみやすい愛称としてください。  
イ 施設の設置目的・イメージ等にふさわしい愛称としてください。  
ウ 利用者の混乱を避けるため、愛称の使用期間内の愛称の変更はできないものとしします。
- (3) 愛称の使用期間  
原則3年以上とします。  
※ 愛称の使用期間の更新を希望する場合、優先交渉権を有します。
- (4) ネーミングライツ料  
施設ごとに希望価格を定めます。
- (5) 名称表示の変更・新設及び費用負担  
名称変更に伴い発生する費用の負担については、原則として次のとおりとします。  
なお、ネーミングライツパートナーの費用負担はネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	県	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板・掲示板表示の変更 （施設看板や道路標識等）※		○
施設内の看板表示の新設（施設看板）		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※ 敷地内外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

※ 実際に使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合は、具体的に提案してください。

※ 新設する看板については、設置の可否を含めて協議します。

なお、設置する看板の安全性検討は企業側で行っていただきます。

### 3 応募資格

次の要件のいずれも満たす者であること。

- ア 法人であること
- イ 鹿児島県内に本社や事業所を有する等本県との関わりが深い法人であること
- ウ 法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む事業者でない者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者
- オ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種を営む事業者でない者
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- キ 鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措置を受けていない者
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でない者
- ケ 県税、法人税、消費税を滞納していない者
- コ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと
- サ 次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
  - (エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
  - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
  - (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
  - (ク) (ア)から(キ)までに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等なお、上記(イ)、(エ)～(キ)中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。  
役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- シ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと

ス 法人に政治性，宗教性などがなく県のネーミングライツパートナーとして適当であると判断されるもの

#### 4 募集方法等

##### (1) 募集期間

随時，提案を受け付けています。

応募があった場合，申込書の提出日をもって申込書の受付を一旦停止し，当該応募について審査します。受付停止期間中の応募は，受け付けません。なお，当該応募が失格となる等，ネーミングライツパートナーが選定されなかった場合は，応募の受付を再開します。

##### (2) 募集手続き

ネーミングライツ付与を希望する施設について，対象施設かどうかの確認や名称条件等に係る施設所管課との協議が必要となりますので，書類の提出前に担当課まで必ず相談してください。

##### (3) 提出書類

(2)の事前相談による調整後，以下の書類を提出してください。

郵送か持参による提出をお願いします。（電子メール，FAXでの提出はできません。）

なお，県が必要と認める場合は，追加資料の提出を求めることがあります。

ア ネーミングライツパートナー申込書（様式1）

（広告代理店等が申し込みをする場合，上記アに加えて，以下の書類を提出してください。）

(ア) 提案するネーミングライツパートナーの同意書（様式1-1）

イ ネーミングライツパートナーの概要（様式2）

ウ ネーミングライツパートナーの定款，寄附行為，規約又はこれらに類する書類

エ ネーミングライツパートナーの申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表，収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務内容を明らかにする書類

オ ネーミングライツパートナーの登記事項証明書（商業登記簿謄本）

カ ネーミングライツパートナーの納税証明書

(ア) 法人税，消費税について未納がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にとっては，主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

キ 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）

ク 看板設置図等（看板を新設する場合）（任意様式）

##### (4) 提出部数

正本1部及び副本5部

##### (5) 提出先

対象となる施設により異なりますので，(2)の事前相談の際に確認してください。

##### (6) その他

- ア 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- イ 提出された書類はお返しできません。
- ウ 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は県庁内及び選定委員会での検討に限ります。)
- エ 提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。
- オ 広告代理店を通じての申込も可能です。広告代理店には、仲介手数料をお支払いします。(広告代理店が申請を行う場合、必要な書類を追加で提出していただきます。)

## 5 選定方法

- (1) 選定委員会の設置  
 施設別に選定委員会を設置し、各委員が次の選定基準に沿って総合的に判断し、優先交渉者を選定します。  
 なお、応募者が1者のみであった場合も、選定委員会において県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

選定項目	配点	審査項目	選定基準
応募者	20点	ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	経営の安定性
			事業内容
愛称	20点	県民に受け入れられるか	地域活動への理解・貢献
			将来性
契約条件	60点	県の希望との比較	県民への知名度
			県民の親しみ
合計	100点		親しみやすさ
			呼びやすさ
			命名権料等
			愛称の使用期間

- (2) ネーミングライツパートナーの決定、公表  
 県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の新名称(愛称)、命名権料等を公表します。  
 選定結果については、応募者に文書で通知します。

## 6 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。  
 また、広告代理店を通じた応募の場合、県と広告代理店の間でネーミングライツパートナー仲介業務に係る契約を締結します。  
 なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

## 7 留意事項

- (1) 決定取り消し等

ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「4 応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

(2) 指定管理者との協議

指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、新名称（愛称）決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツパートナー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

## 8 導入までの流れ

- ① 提案の募集
- ② 事前相談／関係課調整  
※対象外施設であったり条件等が折り合わない場合があります。
- ③ 申請書類の提出
- ④ 選定委員会の開催（優先交渉者の選定）
- ⑤ ネーミングライツパートナー及び新名称（愛称）の決定
- ⑥ 協定・契約の締結
- ⑦ 施設の表示等の変更
- ⑧ 新名称（愛称）の使用開始

(様式1)

〇〇〇〇ネーミングライツパートナー申込書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
名称  
代表者職氏名

ネーミングライツパートナー（提案型）募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

ネーミングライツパートナー 法人名 所在地	
【代理店等を通じて申し込む場合】 代理店等 法人名 所在地 代表者職氏名	
希望愛称名	
希望愛称名の説明	
ネーミングライツ料 愛称の使用期間	円/年 年 月 日 ~ 年 月 日
ネーミングライツ仲介手数料 連絡先	
法人名 所在地 担当者部署・役職・氏名 電話・FAX E-mail	

- ※1 代理店等を通じて申し込みを行う場合は、上記「代理店等」の欄も記載してください。また、希望するネーミングライツ仲介手数料も記載してください。
- 2 ネーミングライツ料及びネーミングライツ仲介手数料は、消費税及び地方消費税込みの年額を記載してください。
- 3 募集要項の提出書類を併せて提出してください。
- 4 愛称は、県と協議の上決定することとします。

(様式1-1)

同意書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

名称

代表者職氏名

〇〇〇〇ネーミングライツパートナー募集について、(応募事業者名)の提出した提案内容に同意します。

(様式2)

## ネーミングライツパートナーの概要

( 年 月末現在)

法人名	
代表者職氏名	
所在地等	〒 電話番号(代表)
設立年月日	年 月 日
資本金(基本財産)	円
従業員(職員数)	名
業務内容	

※会社概要等がわかるパンフレット等がありましたら、添付してください。